【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月17日
【会社名】	AIストーム株式会社 （旧会社名　株式会社ジェクシード）
【英訳名】	AI storm CO.,LTD. （旧英訳名　GEXEED CO.,LTD.） （注）　2025年３月28日開催の第61期定時株主総会の決議により、2025年４月１日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　今井　俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	０３（５２５９）７０１０
【事務連絡者氏名】	管理本部　　増尾　雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	０３（５２５９）７０１０
【事務連絡者氏名】	管理本部　増尾　雅人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第10回新株予約権証券　26,436,775円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 6,026,435,275円 （注）　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年９月１日開示の「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に公表のとおり、特別調査委員会による調査結果を踏まえ、今回調査の過程で検出された事項について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正することとなり、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　募集要項
　　１　新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）
　　(2) 新株予約権の内容等
　　（注）４．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由
　　(1) 資金調達の主な目的
第四部　組込情報

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿線で示しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

（２）【新株予約権の内容等】

（注）４．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

（訂正前）

＜前略＞

このような状況の中、2025年12月期第３四半期の売上高は、1,761,176千円(前年同期比133.4%増)となりました。営業利益は228,215千円(前年同期比554.9%増)、経常利益は217,421千円(前年同期比542.0%増)、四半期純利益は187,529千円（前年同期比298.6%増）となりました。

＜中略＞

AIアドバイザリー事業（旧ITコンサルティング事業）の売上高は731,390千円（前年同期比16.5%増）、営業利益は108,427千円（前年同期比22.2%増）、AI＆モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）の売上高は962,198千円（前年同期比658.0%増）、営業利益は308,268千円（前年同期比154.8%増）、AIニュービジネス事業の売上高は67,588千円（前年同期計上なし）、営業損失は7,583千円（前年同期計上なし）となりました。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

このような状況の中、2025年12月期第３四半期の売上高は、1,446,409千円（前年同期比106.6%増）となりました。営業損失は43,497千円（前年同期は14,300千円の営業損失）、経常損失は35,780千円（前年同期は15,281千円の経常損失）、四半期純損失は95,838千円（前年同期は52,470千円の四半期純損失）となりました。

＜中略＞

AIアドバイザリー事業（旧ITコンサルティング事業）の売上高は731,390千円（前年同期比16.5%増）、営業利益は131,284千円（前年同期比48.0%増）、AI＆モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）の売上高は647,209千円（前年同期比792.1%増）、営業損失は11,414千円（前年同期は6,817千円の営業利益）、AIニュービジネス事業の売上高は67,810千円（前年同期計上なし）、営業利益は31,035千円（前年同期計上なし）となりました。

＜後略＞

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自　2024年１月１日 至　2024年12月31日	2025年３月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第62期中)	自　2025年１月１日 至　2025年６月30日	2025年８月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(ＥＤＩＮＥＴ)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自　2024年１月１日 至　2024年12月31日	2025年３月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第61期)	自　2024年１月１日 至　2024年12月31日	2026年11月13日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第62期中)	自　2025年１月１日 至　2025年６月30日	2025年８月14日 関東財務局長に提出
半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第62期中)	自　2025年１月１日 至　2025年６月30日	2026年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(ＥＤＩＮＥＴ)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

以上

独立監査人の監査報告書

令和８年11月13日

ＡＩストーム株式会社

取締役会　御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	酒井　俊輔
指定社員 業務執行社員	公認会計士	池貝　将大

＜財務諸表監査＞

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＡＩストーム株式会社（旧社名：株式会社ジェクシード）の令和６年１月１日から令和６年12月31日までの第61期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＡＩストーム株式会社の令和6年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

注記事項「（不適切な会計処理について）」に記載されているとおり、会社は、中古トラックファンド取引等について特別調査委員会を設置して調査を行い、その結果等に基づき過年度の財務諸表を訂正している。特別調査委員会の調査報告書では、中古トラックファンド取引において、売買契約の締結から登録名義の移転までに相当の期間を要し、事業年度をまたいでいる取引が存在するとされている。ただし、これらの取引の売上高を計上すべき事業年度は、調査の対象とされていない。

会社は、中古トラックファンド取引のうち、ファンドへの対象車両の引渡しの時期が確認できなかった取引について、登録名義の移転が完了した時点で売上高を計上するよう訂正している。

当監査法人は、当事業年度の中古トラックファンド取引の全件について、登録事項等証明書と照合し、名義の移転状況を確かめた。また、中古トラックの仕入先等に対して直接、取引確認を行った。しかしながら、登録事項等証明書により確認できるのは登録名義の移転日であり、対象車両の引渡しの時期を示すものではない。また、会社は対象車両の引渡しの事実を客観的な資料により確認することができず、仕入先等からの回答によっても引渡しの時期を確かめることはできなかった。このため、当監査法人は、上記の取引について本来売上高を計上すべき時期に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当事業年度の売上高及び関連する勘定科目に訂正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。また、当該事項は、当事業年度の数値と対応数値の比較可能性にも影響を及ぼす可能性がある。

この影響は、上記の取引の有無に関するものではなく、当該取引に係る売上高及びこれに関連する損益項目等の計上時期に限られる。上記の取引を含む中古トラックファンド取引に係る訂正後の売上高は43,642千円であり、訂正後の売上高1,270,512千円の3.4%である。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項（不適切な会計処理について）」に記載されているとおり、会社は財務諸表を訂正している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して令和７年３月24日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、当監査法人は、中古トラックファンド取引の売上計上の期間帰属の適切性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

中古トラック売買取引に係る不適切な会計処理への対応（「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項を除く。）

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「(誤謬の訂正)」及び有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、ＡＩストーム株式会社（以下、「会社」という。）は、外部からの指摘により、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義が生じたため、2026年５月15日に監査等委員である取締役（公認会計士）を委員長とし外部の弁護士及び公認会計士を委員とする特別調査委員会を設置して調査を行い、2026年９月１日に調査報告書を受領した。会社は、その結果と自らの事実確認に基づき、当事業年度の財務諸表を訂正した。主な訂正は次のとおりである。 ・実体を伴わないと判断した中古トラック転売取引の売上高を取り消した。 ・当事業年度に組成したファンドの対象車両のうち、実体を伴わないと判断した取引の売上高、固定資産売却益及び関連するリース取引を取り消した。受領額は仮受金、支払額は仮払金として計上している。 ・ファンド組成に関して支払った報酬等のうち、取り消した取引に相当する部分を仮払金に振り替えた。 ・会社は、本件を受けて、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が存在し、有効でない旨を記載した内部統制報告書を提出している。 なお、中古トラックファンド取引に係る売上高の計上時期への対応は、本検討事項の一部であるが、限定付適正意見の原因となる事項であるため「限定付適正意見の根拠」に記載しており、監査上の主要な検討事項には含めていない。 当監査法人は、次の理由から、当該事項が、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。 ・不適切な取引を行った者が、自らが実質的に支配する会社を介在させて取引を一人で主導していた。会社の承認手続も同氏が提供する情報に依存した形式的なものにとどまっていたため、不正による売上の過大計上のリスクが高い。 ・会社が保有する証憑の多くは、不適切な取引を行った者又はその関係会社を経由して入手したもので、信頼性が低い。また、特別調査委員会は監査等委員である取締役を委員長とする会社の内部調査委員会であり、その調査も同氏等を経由した資料に多く依拠している。そのため当監査法人は、特別調査委員会の調査結果を不正リスクの識別と評価のための情報として利用するにとどめ、監査証拠としては利用せず、監査人が直接検証する必要があった。 ・実体を伴わない取引の判断は、当事業年度の損益に重要な影響を及ぼす。	当監査法人は、当該事項に対して、主として次の監査手続を実施した。 (1) 不正リスクの評価 ・特別調査委員会の調査報告書を、不正リスクの識別と評価のための情報として検討し、不適切な取引を行った者が関与していたその他の取引を不正による重要な虚偽表示のリスクとして特定した。 ・特別調査委員会の委員の構成、客観性及び専門的能力、並びに調査の範囲と方法を理解し、調査結果をリスク情報として利用する範囲を判断した。 ・経営者及び監査等委員会に対し、不正の兆候の有無と不適切な取引を行った者の関係先について質問した。 (2) 取引の実在性の検証 ・当事業年度の中古トラックファンド取引の全件について、登録事項等証明書と照合し、名義の移転状況を確かめた。 ・中古トラックの「取引直前の所有者」か「仕入先等」に対して、当監査法人が直接、取引確認を行い、回答が得られない又は登録記録と整合しない取引が訂正の対象に含まれていることを確かめた。 (3) 訂正の範囲と会計処理の検討 ・不適切な取引に関する訂正額を集計した資料の正確性、網羅性を検討し、訂正後の財務諸表及び訂正に関する注記の適切性を検討した。 (4) 網羅性の検討 ・登記情報の閲覧や支払記録の分析により不適切な取引を行った者の関係会社等を識別し、調査の対象外であった取引の実在性を確かめた。 ・不適切な取引を行った者の関係会社等との取引や通常とは異なる仕訳を抽出し、仕訳テストを実施した。

代理人取引の純額での収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、デジタルサイネージ事業においてトラックの販売等を営んでおり、注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識している。 注記事項(収益認識関係)に記載のとおり、デジタルサイネージ事業における外部顧客への売上高の割合が、合計の外部顧客への売上高に対して、前事業年度は0.01%であったが、当事業年度は23.23%と大幅に拡大しており、デジタルサイネージ事業の売上高には、代理人としての取引が含まれている。 なお、注記事項「（不適切な会計処理について）」に記載のとおり、会社は、デジタルサイネージ事業における中古トラック転売取引の全部及び中古トラックファンド取引の一部について売上高を取り消している。上記の割合は訂正後の数値である（監査上の主要な検討事項「中古トラック売買取引に係る不適切な会計処理への対応」参照）。 本人と代理人の区分の判定にあたっては、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格裁量権を有しているか等を総合的に勘案して判断していることから、複雑であり、その判定は経営者の判断を伴うものである。 以上より、当監査法人は、代理人としての取引が含まれるデジタルサイネージ事業の売上高の金額的重要性が高まっているため、収益認識に関する本人と代理人の区分の判定を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、デジタルサイネージ事業の収益認識に関する本人と代理人の区分の判定について、主として以下の監査手続を実施した。 （内部統制の評価） 本人と代理人の区分の判定に関する業務プロセスを理解し、担当者への質問及び関連資料の閲覧、内部統制が整備・運用されているかについて評価した。 （代理人取引の純額での収益認識の適切性の検討） ・顧客に提供する財又はサービスを識別するとともに、顧客に提供する前に財又はサービスを支配しているかどうかを判定するため、以下の監査手続を実施し、本人と代理人の区分についての会社の判定結果について検討した。 ・デジタルサイネージ事業における全ての取引について商流や取引内容をについて経営管理部の責任者、営業担当者への質問を実施するとともに、財又はサービスの提供に対して主たる責任、在庫リスク、価格裁量権をそれぞれ有しているかの判定基準について経営者へ質問を実施した。 ・デジタルサイネージ事業の全ての売上高について、本人と代理人の区分の判定が行われているか、その判定結果に基づいた仕訳がされているかについて検討を行った。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬の額は17,500千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。当事業年度の有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は、11,706千円である。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和８年11月13日

AIストーム株式会社

取締役会　御中

フロンティア監査法人
東京都品川区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　酒井　俊輔

指定社員
業務執行社員　公認会計士　池貝　将大

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているAIストーム株式会社の令和７年１月１日から令和７年12月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（令和７年１月１日から令和７年６月30日まで）に係る訂正後の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIストーム株式会社の令和７年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

注記事項「（不適切な会計処理について）」に記載されているとおり、会社は、中古トラックファンド取引等について特別調査委員会を設置して調査を行い、その結果等に基づき過年度の財務諸表を訂正している。特別調査委員会の調査報告書では、中古トラックファンド取引において、売買契約の締結から登録名義の移転までに相当の期間を要し、事業年度をまたいでいる取引が存在するとされている。ただし、これらの取引の売上高を計上すべき事業年度は、調査の対象とされていない。

会社は、中古トラックファンド取引のうち、ファンドへの対象車両の引渡しの時期が確認できなかった取引について、登録名義の移転が完了した時点で売上高を計上するよう訂正している。

当監査法人は、当中間会計期間の中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の全件について、登録事項等証明書と照合し、名義の移転状況を確かめた。また、中古トラックの仕入先等に対して直接、取引確認を行った。しかしながら、登録事項等証明書により確認できるのは登録名義の移転日であり、対象車両の引渡しの時期を示すものではない。また、会社は対象車両の引渡しの事実を客観的な資料により確認することができず、仕入先等からの回答によっても引渡しの時期を確かめることはできなかった。このため、当監査法人は、上記の取引について本来売上高を計上すべき時期に関し、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、当中間会計期間の売上高及び関連する勘定科目に訂正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。また、当該事項は、当中間会計期間の数値と対応数値の比較可能性にも影響を及ぼす可能性がある。

この影響は、上記の取引の有無に関するものではなく、当該取引に係る売上高及びこれに関連する損益項目等の計上時期に限られる。上記の取引を含む中古トラックファンド取引に係る訂正後の売上高は69,337千円であり、訂正後の売上高729,157千円の95%である。したがって、中間財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（追加情報）（不適切な会計処理について）に記載されているとおり、会社は、中間財務諸表を訂正している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

なお、当監査法人は、訂正前の中間財務諸表に対して令和７年８月13日に期中レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の中間財務諸表に対して本期中レビュー報告書を提出する。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。